

認可保育施設の風水害時の臨時休園等の対応について

近年、全国的に台風や集中豪雨による被害が相次いで発生しており、平成30年7月の西日本豪雨では、松山市も各地で土砂災害にみまわれました。松山市では、こうした状況を踏まえ園児や保護者、また施設職員の安全を確保するため「風水害時の避難行動について」を作成し保育園等の対応方針を周知しています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の安全を確保するため、各施設から出される災害時における対応にご協力くださいますようお願いいたします。

また、各施設の皆様においては、園の立地条件や危険度を保護者に周知いただくとともに、引き続き、各施設の立地条件や災害発生当日の状況を踏まえた対応に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今後も災害の状況等を踏まえ、適宜、基準の見直しを行っていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 対象施設

保育園（公立・私立）、認定こども園（幼稚園型を除く）、地域型保育事業所

2. 基準の概要

施設が所在する地区（町）に土砂災害又は洪水に関する「警戒レベル3（高齢者等避難）」が発令された際の休園等の対応は、施設が土砂災害警戒区域や浸水想定区域（河川・高潮）の内に立地しているか、いないかで対応が異なります。区域の外に立地している施設は、臨時休園することなく「保育の継続が可能」とします。

ただし、施設が土砂災害警戒区域や浸水想定区域（河川・高潮）の外に立地していても施設への唯一の侵入道路が当該区域に該当する場合は、園児の送迎や職員の通勤に危険が及ぶ可能性があることから、「臨時休園」とします。

詳細は、下の表でご確認ください。

(1) 施設が立地している地区に「警戒レベル3（高齢者等避難）」が発令された場合の立地条件ごとの対応一覧

施設の立地	警戒レベルの種類	施設の対応
土砂災害警戒区域かつ浸水想定区域（河川・高潮）に立地している	土砂災害	臨時休園
	浸水被害	臨時休園

土砂災害警戒区域に立地しているが浸水想定区域（河川・高潮）には立地していない	土砂災害	臨時休園
	浸水被害	保育の継続 可能
浸水想定区域（河川・高潮）に立地しているが土砂災害警戒区域には立地していない	土砂災害	保育の継続 可能
	浸水被害	臨時休園
土砂災害警戒区域、浸水想定区域（河川・高潮）のいずれにも立地していない	土砂災害	保育の継続 可能
	浸水被害	保育の継続 可能
土砂災害警戒区域、浸水想定区域（河川・高潮）のいずれにも立地していないが、園への唯一の侵入道路が警戒区域等に該当しており、危険の可能性のある道路を通らなければ園児の送迎や通勤ができない	土砂災害	臨時休園
	浸水被害	臨時休園

・ お子さんの受け入れ後に避難情報等が発令された場合

速やかに、お子さんの引き取りをお願いします。保護者の方の身の安全の確認を十分に行ってお越してください。状況により園から避難しますので、日ごろから避難場所をご確認ください。

(2) 施設の所在地域に「警戒レベル4（避難指示）」以上が発令された場合は、立地条件に関わらず臨時休園とします。

3. その他

- 各施設での対応は表のとおりです。なお、「保育の継続が可能」の場合でも、気象情報や周辺の被災状況により、「可能な範囲での家庭保育への協力」や「受け入れ時間の短縮」を行うことがありますので、詳細は施設にご確認ください。
- 警戒レベルは、市から発令されます。ネットニュースなどで表示される「警戒レベル3相当」と「警戒レベル3（高齢者等避難）」は異なりますのでご注意ください。